

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社C営業部に雇用され勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後6時5分頃、帰宅途上のD駅構内において転倒するなどして負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、受傷後、E病院に救急搬送された。同病院では「全身打撲」と診断され、治療を受けた。さらに請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間にF病院、G病院、H病院及びI病院に受診し、治療を受けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日にJ病院に受診し、「左膝関節打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、治療を受けた同年〇月〇日までの療養給付（診療費、薬剤費及び移送費）について、監督署長に請求したところ、監督署長は、本件傷病は、本件通勤災害に起因するものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は本件通勤災害に係る先行の療養給付請求（膝サポーターの費用請求）の不支給処分について、再審査請求に及んでおり、当審査会は、平成〇年

○月○日付け裁決でこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件通勤災害に起因するものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会としても、医証から、J病院受診時に請求人の左膝関節に本件通勤災害による明らかな変化があったと認め難く、仮に打撲による左膝の疼痛が当初からあったとしても、軽度のものであったとみられ、遅くともH病院を退院する平成○年○月○日の時点においては、ほぼ軽快していた状態であったと認められる。よって、平成○年○月○日頃になって、打撲による左膝の疼痛が増悪したとする請求人の主張は採用できない。また、請求人の本件傷病が本件通勤災害に起因するとは認められないことは決定書理由第2の2の(2)、特にイに詳細に説示するとおりである。

なお、請求人の上記2及び前記第2の再審査請求の理由について子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだせなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。